平成２３年（フ）第３３０号
千葉県印西市内野２丁目６番地１棟102号
債務者　五十嵐上総（旧姓隈部）
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３３８号
千葉県富里市七栄523―63　フジサキハイツＡ―106、住民票上の住所千葉県成田市西三里塚１番地992
債務者　京相友香里
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３４０号
千葉県佐倉市臼井田774番地12
債務者　土屋　安広
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３４４号
千葉県八街市文違77番地７
債務者　三津山幸子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３４５号
千葉県四街道市大日428番地36ニューハイツ201号
債務者　島田順こと　沈　　情順
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３４９号
千葉県成田市三里塚御料１番地220
債務者　藤崎恵里香
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３３９号
愛知県岡崎市桑原町字香山10番地５
債務者　杉山千亜紀
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４９５号
愛知県知立市南陽１丁目174番地　サンシャイン南陽102号
債務者　鴫原マリアこと崎山マリアこと　ピスクレヴィチス・サキヤマ・マリア・アパレシダ
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４１号
岡山県総社市新本735番地
債務者　藤田　博司
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２４２号
岡山県総社市新本735番地
債務者　藤田貴美子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２８３号
岡山県倉敷市連島町鶴新田290番地３
債務者　増田　和枝
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
鹿児島県霧島市国分中央１丁目22番13号　フラセットセブン202号
債務者　川﨑　秀太
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
埼玉県秩父市寺尾1773番地３
債務者　齋藤　正子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２３年（フ）第５４９号
高知市一宮しなね１丁目12番16号
債務者　土居　利至
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５５３号
高知市高須２丁目１番37―５号　フォーブル田中201
債務者　松嶋　由枝
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５５６号
高知市長浜1618番地５
債務者　中野　利昭
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５６０号
高知市西久万69番地３　ダイヤモンドハイツみかづき201号
債務者　山下　光子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
高知地方裁判所破産係